

別紙 1

奥州市健康づくり指導員設置規則第 3 条第 1 項に規定する市長が別に定める資格
奥州市健康づくり指導員設置規則（平成29年奥州市規則第22号）第 3 条第 1 項に規定する市長が別に定める資格を次のように定める。

- 1 健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定）
- 2 健康運動実践指導者（公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定）
- 3 体育・スポーツ系の 4 年制大学、短期大学、専門学校卒業者で 1 年以上運動指導に従事した経験のある者
- 4 2 年以上運動指導に従事した経験のある者で運動指導に関連する資格を有する者
- 5 4 年以上運動指導に従事した経験のある者
- 6 その他市長が同等の能力を有すると認める者